

広島地方労働審議会
令和 8 年度第 1 回 広島県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会議事録

令和 8 年 4 月 17 日(金)

1 日 時 令和8年4月17日（金）14時59分～16時25分

2 場 所 広島合同庁舎2号館7階4号会議室

3 出席者 公益代表委員 岡田 行正
野北 晴子
村上 恵子

家内労働者代表委員 阿部 亮介
白井 秀治
角 直樹

委託者代表委員 齊藤 勇希
田中 里佳
藤原 仁

広島労働局	労働基準部長	矢野 総一郎
	賃金室長	村上 勝彦
	室長補佐	片山 恵美
	賃金指導官	檀上 昌浩

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について
- (3) その他

(片山室長補佐)

それでは定刻より早いですが、皆さまお集まりになりましたので、第1回広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

委員の皆さま方には、大変お忙しい中、本専門部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は第1回目の専門部会ですので部会長が選出されるまでの間、私、室長補佐の片山が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名中3名、家内労働者代表委員3名中3名、委託者代表委員3名中3名計9名にご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを報告申し上げます。

また3月27日から4月9日までの間、本専門部会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者はおられませんでした。

それでは、開会にあたりまして、労働基準部長の矢野よりご挨拶を申し上げます。

(矢野基準部長)

皆さん、こんにちは。労働基準部長の矢野と申します。

災害防止の団体、中央労働災害防止協会という厚生労働省の外郭団体に outward で3年ほど出ておりました。

労働局では青森と滋賀で労働基準部長をしておりましたが、広島のような大きなところは初めてですので、これからよろしくお願いいたします。

それでは、広島地方労働審議会、令和8年度、第1回広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます。

皆さまにおかれましては、業務ご多忙の中、当部会にご出席いただき誠にありがとうございます。

当部会におきましては、昨年実施いたしました実態調査の結果に基づきまして、本年1月23日付で改正諮問をさせていただいておりますが、電気機械器具製造業最低工賃の金額のご審議を改正諮問に基づいてお願いするわけでございます。

この後、担当の方からまた詳しい説明をさせていただきますが、この電気機械器具製造業最低工賃につきましては、平成15年の改正以降、改正諮問の見送りが続いており、23年ぶりの金額改正ということになります。

平成 15 年、あの頃はまだガラケーですかね、まだスマホもまだそんなになかった時代からもう 23 年ということで、本当に県民の皆さまにとっても、非常に大きな判断を下すこの部会になります。

最低工賃では業態の特殊事情がございますので、委員の皆さまにおかれましては、いろいろ、ご苦勞をおかけすることになると思いますが、事務局としましては精一杯のご支援と円滑な部会運営に努めてまいる所存でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(片山室長補佐)

会議に先立ちまして、委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料の資料 No. 1「広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿」の順にご紹介させていただきます。

なお、広島地方労働審議会の委員の方を「委員」、専門部会設置にあたり任命した方を「臨時委員」と表記させていただいております。(名簿順に紹介)

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。(事務局職員を紹介)

それでは本日の資料でございますが、目次がある資料 1 から 16、机上配布資料 1 から 3 を配布しています。

初めに部会長及び部会長代理の選出を行います。

次に広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について審議させていただきます。

まず審議の進め方について事務局から説明させていただいた後、委員の皆さままで審議させていただきます。

次に工賃の改正について審議させていただきます。状況に応じて個別協議をしていただくこともあります。個別協議については後ほど説明させていただきます。

それでは議事(1) 部会長及び部会長代理の選出に移ります。

部会長につきましては地方労働審議会令第 6 条第 4 項で当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから当該部会に属する委員及び臨時委員が推挙すると定められています。

部会長候補につきましては、賃金室長の村上より報告いたします。

(村上賃金室長)

部会長候補につきましては、事前に公益代表委員にご協議いただきまして、村上委員が推挙されております。

(片山室長補佐)

部会長候補につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(片山室長補佐)

部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項で当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名すると定められています。

村上部会長から指名をお願いいたします。

(村上部会長)

はい、野北委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

野北委員お願いできますでしょうか。

(野北委員)

謹んでお受けいたします。

(片山室長補佐)

村上部会長、野北部会長代理、よろしくお願いいたします。

部会長席、部会長代理席を用意いたしますので、しばらくお待ち下さい。

発言していただく際のお願いがあります。

議事録を作成する都合上、他の方とかぶらないよう前の方の発言が終わってから名前を言って発言していただくようお願いします。

それでは村上部会長以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(村上部会長)

承知いたしました。

部会長を拝命いたしました村上でございます。

よろしくお願いいたします。

皆さまには真摯にご審議いただくとともに、円滑なご審議にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事の(2)広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

(檀上指導官)

私からは審議の進め方について説明いたします。

資料2をご覧ください。今回、広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正諮問
させていただいた理由を説明いたします。

資料2の3ページの項目5をご覧ください。(資料2の5を説明)

以上の理由により、令和8年1月23日に改正諮問させていただきました。

資料3が諮問文の写しです。

諮問後に意見聴取するため、令和8年1月26日から2月9日まで意見聴取の
公示をしましたが意見はありませんでした。

諮問から発効までのフローチャートは、資料4のとおりとなります。

次に専門部会の公開について説明いたします。

資料5をご覧ください。(資料5の第6条、第7条を説明)

本日の専門部会は公開の公示をした結果、傍聴希望者はおられませんでした
が、議事録は広島労働局のホームページで公開いたします。

ただし、資料5の第7条第2項に該当する場合は、部会長の判断で一部非公開
とすることができます。

第7条第2項に該当する場合とは、公開すると率直な意見交換ができないよ
うな場合などが考えられます。

2回目以降の専門部会は資料5の第6条に該当する場合、部会長の判断で非
公開とすることができます。

その場合、議事要旨のみ広島労働局のホームページで公開します。

次に個別協議について説明いたします。

審議の途中で各側委員のみで協議したい場合、あるいは、労使の二者協議、公
労・公使の二者協議をした方が良い場合には別室で協議していただくことがで
きます。

個別協議は率直な意見交換がなされると考えられますので、非公開とするこ
とができます。

以上となります。

(村上部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました専門部会の公開などにつきまして、ご意見ご
質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

では事務局、次の説明をお願いいたします。

(檀上指導官)

では、次に小委員会について説明いたします。(資料6の第1条を説明)

小委員会の目的は、「細部にわたる事項について、人数を絞って審議していただく」ことです。

小委員会の人数は各委員2名となります。

ちなみに昨年度開催した「和服裁縫業最低工賃専門部会」では小委員会は開催されず、2回目の専門部会で答申していただきました。

小委員会については以上です。

(村上部会長)

ただいまご説明いただきました、小委員会についてご質問やご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、小委員会を開催せず、専門部会で審議をしていただくということにさせてもらってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは事務局から次の説明をお願いいたします。

(村上賃金室長)

次は工賃の改正についてご説明いたします。

机上配布資料1「電気機械器具製造業最低工賃改正の審議にかかる進行」に沿って、ご審議をお願いしたいと考えております。

資料11をご覧ください。

こちらは現在適用されている「広島県電気機械器具製造業最低工賃」でございます。

効力発生日は平成15年5月24日になっております。

まず、一つ目としまして、品目・工程・規格を見直す必要があるか、ご審議をお願いしたいと思います。

まず品目の「基板」「基板以外」についてですが、資料12「実態調査結果の第14表」をご覧ください。

こちらは実態調査結果をまとめたもので、「基板の部品の挿入」の欄でございますが、データなしとなっておりますとおり、委託者がおられません。

「はんだ付け」につきましては、委託者合計3者いらっしゃいまして、従事家内労働者数は3名でございました。

支払工賃単価は現行の最低工賃を上回っているという状況がございました。

「はんだ付け」業務につきましては、委託者3者から確認をしましたところ、3者とも自社でのはんだ付けというものが大半でございまして、自社で間に合わない場合家内労働者に委託する、2者は機械による業務が大半で、機械でできない箇所を「手はんだ」で処理する、残り1者は「手はんだ」のみで実施するというところでございました。

2者は「はんだ付け」は技能がいる、資格が必要であって、委託できる家内労働者は限られているとの回答でございます。

その結果を受けまして、事務局からの提案ではございますが、支払工賃単価、これは最低工賃を上回っておりますので、「はんだ付け」につきましては、資格、技能に応じた高い工賃が払われている可能性がございますから、最低工賃をそもそも設定する必要性は低いのではないかとこのころがございまして、品目にあります「基板」「基板以外」につきましては最低工賃表から除外することを検討する余地があると考えております。

なお、資料の13「広島県電気機械器具製造業最低工賃の推移」ですが、品目・工程・規格につきましては、最低工賃表から除外されているという経緯がございます。

(村上部会長)

事務局より、「基板」「基板以外」について最低工賃表から除外することを検討する余地があるというご提案がございました。

ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(角委員)

労働者代表の角と申します。

ご説明ありがとうございます。

とは言いまして、この5分程度のご説明で、ちょっと今手を上げかねますので、もうちょっと慎重にご説明なり、精査したいというのが率直な考えでございます。

(村上部会長)

ありがとうございます。

もう少し精査をしたいということでございますが、時間を取りましょうか。

(藤原委員)

率直に今、思うのは、少なくともうちの会社は、このような「基板」または「基板以外」の属することは内職様にはお願いしていないので、まずはちょっと外れるかなというところです。

(村上部会長)

ありがとうございます。

何か参考にご説明いただけることはございますでしょうか。

(檀上指導官)

先ほど説明しましたとおり、「部品の挿入」というのは、そもそも委託がなく、「はんだ付け」は技能や資格がいるため、最低工賃よりも、高い金額にて払われる可能性があるのも、必要性があるのかなというのが、事務局の考えであります。

(村上部会長)

ありがとうございます。

角委員いかがいたしましょうか。

慎重に検討するという事は重要かと思うのですが。

(角委員)

ではもう一度、「資料 No. 12」、22 ページの表をもう一度説明いただきますでしょうか。

ハイフンになっているところがもう現状ないということでしょうか。

(村上賃金室長)

そうです。対象としてはなかったということです。

(角委員)

基板の品目の中の「部品の挿入」はなく、基板の中のはんだ付けの中でもコネクター以外の部品について行うものもないということですね。

それで今、基板・基板以外についてのところを総じてどうしましょうかということですね。

(村上部会長)

はい。

残りの2つについては、委託はなされているのですが、専門技能が必要であるので、最低工賃に定められているものよりも高い金額で受注がなされているということだと思います。

委託者代表の皆さま、この業務委託をしているという委員の方いらっしゃいますでしょうか。

(齋藤委員)

してないです。

ただ「はんだ付け」をお願いする内容の中に、例えばコンセントを使って、そのお家の電気を使うとか、そういったことが発生する可能性はあるのかなと感じていて、その部分も当然お支払いする工賃の中に、包含した金額に基本的に設定しているんだろうなと思ったりします。

例えばドライヤーを使うとか、はんだごてを使う場合、電気を使ってると思いますが、そこも含めての金額になってるのかなっていう印象があったのですが、この「基板のはんだ付け」とか「基板以外のはんだ付け」を基本的に委託はしてないので、よく分かりませんが、イメージと体感としては、そもそもその基板のはんだ付けの内職さんへの展開というものが多いとは思えないんです。

(村上部会長)

ありがとうございます。

もう自社内でやっておられるということですかね。

(齋藤委員)

基本はそうですね。

(村上部会長)

今、委託者側から追加でご説明をいただいたのですが、家内労働者代表の皆さんはいかがでしたでしょうか。

(白井委員)

平成15年から改定がされてない中で、それを踏まえて部会を開くと思っていましたので、今後あるかどうかは別にして、外すことから始めるというのは違和感を感じるんですけど、全体の工賃を改定した中で、もうこれはいいだろうっていうなら分かるんですけど、いきなりそこから始めると、ちょっと違和感を感じます。

(村上部会長)

承知いたしました。

違和感とのご発言なのですが、事務局いかがいたしましょうか。

除外というご提案を先ほどはいただいたのですがいかがでしょうか。

(村上賃金室長)

ご検討していただく余地がというところでのご提案でございますので、引き続き、金額等を含めてご審議をとということでございましたら、除外ありきではございませんので、お願いいたします。

(村上部会長)

はい、ありがとうございます。

では除外する余地があるということではございますけれども、久しぶりのこの審議会でもございますし、除外ではなく据え置きという形でこの点についても議論をしていくということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委託者代表の皆さまよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、除外をすることなく、ご提案いただいた基板・基板以外の部分につきましても、最低工賃を議論するということにしたいと思います。

それでは、事務局から次のご説明をお願いできますでしょうか。

(村上賃金室長)

はい次にご審議いただく、品目につきまして、なかなかわかりにくいといえますか、他県と比べましても表現が違うというところもございまして、工程をどう考えていくのがいいのかということで、「ワイヤーハーネス」の工程についてご説明させていただきます。

机上配布資料2は、ワイヤーハーネスの工程の概要をまとめたものでございます。

委託者委員の方に確認させていただきたいと思いますが、工程の概要のところの「カップラー差し」というものは、これは現行の最低工賃資料11の、「コネクターの挿入」に当たると考えていいのでしょうか。

それから、工程の概要の「結束巻き」は現行の最低工賃資料11の「結束のテープ巻き」に該当すると考えてよろしいでしょうか。

(村上部会長)

今、現状の最低工賃資料の言葉と作業の言葉が違うので、確認をしたいということでございましたが、委託者代表の皆さま、間違いはないでしょうか。

(藤原委員)

ちょっと、もっと複雑というか、今日、参考や補足になればと思って持ってきたものがありまして、テープを巻くと言っても、いろいろあって、いわゆるワイヤーハーネスという、自動車の中に入っているものを一般的にイメージされる方もいると思うんですけど、これは自動車ではないんですが、テープを巻いていく、こういう巻き方の物もあれば、今回、表現されてるものとはちょっと違うというか、どちらかというと間隔ごとにテープを巻くという意味合いに近いのかなと。

自動車のワイヤーハーネスとかになると、もっと長い寸法のテープを巻くということもあるので、すべてがこの 30mm を 2 回巻いて終わりというだけではないので、そこをもっと細かく工賃を出すにはちょっと簡単ではないというか、くると巻ける機械があれば一瞬にしてできるかもしれないんですけど、基本的にはぐるぐる巻いたりするので、厳密にいうとこれだけではなく、いろんなパターンがあるのかなという感じがします。

あとコネクター挿入、部品の挿入は、これも今日持ってきたんですけど、いわゆるコネクターでもいろんなものがメーカーによって色も違えば大きさも違うので、これも今 10 個穴が開いてるんですけど、ものによっては 30 個も 50 個も開いていますし、2 個っていうのもありますが、そこに、1 個 1 個に刺すという意味では表現どおりに近いのかなと思ってます。

また、色の指定があったりするので、ただ刺せばいいのであれば簡単ですけど、ここの 1 番はこの色を刺すとか、そういうことを考えながらやるので、意外とその複雑なところはありますし、自動車も大量生産はもうどんどん海外で調達されて日本ではほとんど作らなくなって、内職さんも必要ないというか、車両という感じで表記はされていますけど、車両用向けのワイヤーハーネスというのはどんどん減っているのではないかなというのが私の認識ではあります。

ですから、うちは車両をやってませんし、その他産業用機械とかそういったものが主流になっています。

テープでもこういう特化したテープがありましてそれを巻くわけなんです。

ざっと説明するとそういうことです。

(村上部会長)

ありがとうございます。

大変勉強になったのですが、そういたしますと、表自体を変えなければならぬということになりますでしょうか。

(藤原委員)

いわゆる抽象的なものでこの議論を終わらせるのであれば、それでもありませんけど、厳密にはそんなに単純じゃないというか、そういう単純なテープを2回巻いて終わりだけの仕事ばかりだったら、うちも楽なんですけど、やっぱりそうでないことの方が多いので、どこまで細かくパターン化を作るのかっていうところまで考えると、そう簡単な話ではない。

(村上部会長)

ありがとうございます。

(村上賃金室長)

ご議論の中で参考になればと思いますが、資料14をご覧くださいませでしょうか。

他局との比較ということで、いろいろ表現が、ワイヤーハーネスコネクターにつきましてもございます。実際細かく何を指すのかというのはなかなか判断しかねるところもありますので、委託者の方の方がよくご承知な部分だと思いますけれども、こちらも参考にさせていただきながら、今広島で分けている工程の分類が妥当なのか、それから規格というところの部分も、この表現が妥当なのかというところも、1か所という単位もそうですけれども、そのあたりも含めてご審議をいただければと思うところでございます。

(村上部会長)

はい、この場でおそらく、委託者代表の皆さまが一番工程はご存知だと思うのですが、今すぐこの表をどう変えたらいいかっていうのを出示していただくというのは難しいのかなというふうに思うのですけれども。

(藤原委員)

それこそ、1個1個、中に穴が開いていて、とにかく刺すだけでいいよっていう仕事と、考えながら、その色を確認しながら入れるとなったら、同じ刺す瞬間の時間は一緒ですけど、考えるっていう作業をどういうふうに捉えるかとか、そういうので単純にこうだからというふうには決めづらいのは正直なところある

ので、そういう意味でいくと、時間をベースに考える必要もあると思っておりまして、やはり同じ工作でも考えながらやる1回と、何も考えずにとにかくそこだけやっておけばいいということでは、工賃は別にしてあげないといけないと思っていますので、そういう意味ではちょっと簡単にこの表のパターンをシンプルに、こう刺すのはこれだけで、この何十銭とか、そういう簡単じゃないかなってというのは実感しているところです。

(村上部会長)

ありがとうございます。

ただ、他県の状況を見ましても、時間あたりで最低工賃を設定している県はないようでございまして、広島独自でそれをやるというのもありかとは思いますが、ただ時間ですと作業に慣れた方とそうでない方ではまた状況が変わってきて、慣れた方の方が工賃が低くなるというのもおかしな話でございますので、おそらくそういったことを考えながら1か所というふうにされているのではないかなと思うのですが、事務局何かありますでしょうか。

(村上賃金室長)

家内労働という性質上、委託を受けてそれを仕上げてそれに対する代金を支払うということになっておりますので、作業量に応じた形での工賃の設定になるかと思います。それからすべての作業について、この最低工賃で決めていくというものではございませんので、あくまで法的にここを下回ってはいけないんだという最低の部分だけを定める部分でございますので、そこを踏まえながら工程・規格・品目についてもご審議をいただければと思うところでございます。

(角委員)

今ちょっと流し読みしてた中で、資料 No. 14 ですね。これ大変ご苦労かけた資料だと思います。比較ありがとうございます。

ただしですが、比較しなきゃいけないこの発効日のところですよ、我々の広島の工賃額というのは、23 年前のその時に決められたもので、それぞれ各全国都道府県、この置かれている環境をみるとですね、令和の時代にちゃんと審議が行われているもの、あるいは、私もちょっとここに来るまでに神奈川の事務局長とお話しした中でもあったんですけど、神奈川も平成 30 年、平成の最後の年、昨今のいわゆる物価高騰期以前の結審額、結審工数額でもありますので、ここは慎重にさせていただきたいというふうに思っております。

ですので、一つあるのは、こういった単価でいくのも必要ですが、まずはこの、誰を責めるというわけではございません、この23年間のギャップ、これを埋めに行きたいというふうな、労側は意見を持っています。

まあ、そういったことも、いろんな指数があるんでしょうけど、一番私も県最低賃金とかで論議している中で、いわゆる消費者物価指数、こういったところの総務省のデータを使いながら23年前から現代に至るまでこの23年間、繋ぎ繋ぎの連鎖的なデータのつなぎになると思うんですけど、どこを100にするとかいろいろありますけど、そういった中でざっくり私も調べてきた中で多分20%から30%この消費者物価指数上がってきてるんだろーと思います。

それだけの物価が上がっている中で、家内労働者の皆さんも20%から30%収入額を増やしたい、それがために、やはり自分でノルマを上げ作業量を多くする、そういったご苦労があったでしょう。

そういったところですね、救済してあげたいというふうな思いで、今日来ております。

どうか、工賃額の改定をよろしくお願いしたいと思います。

あと、今回のこの協議会を、最後の協議会にしてほしくないと思っております。

最低賃金と同様ですね。定期的な見直しが行われる仕掛け作り、そういったスキームが構築できればいいと思っております。

他の業種や他の地域を参考にしながらですね、そのスキームのところについても、今回のこの審議会の中で論議できればいいと思っています。

以上です。

(村上部会長)

ご発言ありがとうございました。

スキームの部分の3年に一度という部分は、今回決めるべきところが決まった後で議論をさせていただければと思うのですが、まずは、工程比較、それから、金額について1か所という単位をこのままとするのか、ここから見直しをするのかということについて議論ができればと思います。

ただ、いかがでしょう。今日の今日で、ご提案をいただくのも難しいかなと思うのですが、今回事務局より資料ナンバー14という形で、他県の方で、非常に細かく調べてくださいました。

こういったものも参考にしながら、工程、規格、それから金額について、もうじっくりと話し合った方がいいのではないかというところは、皆さまお考えが一致しているかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

一度持ち帰っていただいて、次回の審議会でお話しをさせていただいた方が建設的な議論ができますでしょうか。

特に委託者代表の皆さまから、是非工程についてのご提案をいただきたいところかなと思うのですが、今日の今日はなかなか難しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(齋藤委員)

二つあって、「結束のテープ巻き」と「コネクタの挿入」という工程が二つあると思うのですが、このコネクタの挿入っていうのは、概ね他県とほとんど一緒で、規格というところを見ても、自分たちもこういう決め方をしているかなというところで、先ほど藤原委員がおっしゃられたように、「テープ巻き」が、だいたい4分割ぐらいできるのではないかなと思っていて、先ほどご説明いただきましたけど、その規格によって1か所当たりの価格が変わってくると思いますので、テープに関してその規格が1個でいいのかっていうところは、3つか4つぐらいには、本来は分かれた委託の仕方を実際はしていますね。

なので、そこは増えるのだろうなと思います。

この除外されたリスト 23 ページの内容を見ても、例えば 10 番のリード線ハウジング挿入っていうのは、22 ページの今の現行のコネクタへの挿入っていうのと、ほぼ一緒の内容だったりするので、コネクタはこの規格でいいんだけどテープ巻きとなると、その実際の委託している内容に合わせるという意味では3つぐらいになるのかなと思います。

(村上部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま具体的にご提案いただきまして、コネクタの挿入については、ここに書かれている規格でよいのではないかと。

結束のテープ巻きについては、3つないし、4つに分割できるのではないかとという話しをいただいたんですが、ほかの委託者代表の皆さま、いかがでしょうか。

やはり、そのようなご実感をお持ちでしょうか。

(田中委員)

あの当社は、家内労働の方に仕事は委託していないんですけども、当社の社員は当然1か所につき何銭ということはしてなくて、時間でやっているのですが、先ほど時間でっていうのも広島だけっていう言われたように、他県は全部やはり時間ではなくて1か所っていうのが資料になっているんですかね。

そこをいきなり単位を変えるっていうのは、考える余地はあると思うんですけども、単位を今すぐ他県がこう1品1端子の数で換算されている状況の中、広

島はいきなり金額も変え、単位も変えるっていうのは、ちょっと現実的じゃないかなっていうのは実感としてあります。

これは別にこの今回の話じゃないんですけど、「カプラー差し」ってうちはあまり言わないですけどどうですか。

(藤原委員)

とも言います。

(田中委員)

うちはコネクターが多いですけど、まあ、それは言葉の問題なのであれなんですけど。

檀上さんが話しを持ってきてくださった時に、広島という結構大きな県がこんな他の県よりも議論されてないということが、知らなくてびっくりしたことがまず一番初めの意見としてありまして、先ほど角委員がおっしゃったように、やっぱりスパンをあけるのではなくて、この変化の激しい時代なので、3年後、5年後だって、何が起きているか分からない状況なので議論っていうのは必要なのかなと思いますね。

発効日が平成15年っていうのはちょっと、広島としてもなんかこう恥ではないですけど、なんでこの議論が遅れてるのかなと、青森とか岩手とか宮城と比べたらいけないですけど、産業的に大きい会社さんも多いので、その中でもちょっとこの議論がなされてないということに、委託者代表としても、委託者委員としても議論は必要だと私は思います。

ちょっと話はそれましたが議論していきたいと思っています。

(村上部会長)

ありがとうございます。

今回の議論のきっかけに、二十何年ぶりというようなことが起こらないように、定期的に見直しを行っていくということについて、ぜひお願いしたいと思っていますので、事務局おそらく大変だと思いますが、ご努力をいただきますと幸いです。

(角委員)

実はまさに昨日なんですけど、この23年前の審議に出られた私の先輩、今80歳です。

その方におこしいただいて、今日出席するにあたっての対応の仕方をご指導いただいた中で、藤原社長おっしゃるとおり、当時はその方、三菱電機のブレー

カーとか、配電の製作に携わっているところなんですけど、やっぱり生産管理の方に出向いてストップウォッチで実測していたそうです。

やはり藤原社長のおっしゃるとおり、工数を出すには実質の作業にかかっているんだと、その基礎データがあった中で各工数を決めている、そこはまず慎重に尊重しなきゃ駄目だよというふうにおっしゃっておられました。

それで実際に私もこの 22 ページのいわゆる支払いの状況表を見た中で、工賃の支払額の実態は把握できましたので、先ほど村上部会長おっしゃったとおり、一度これ持ち帰りたいです。

そして、3人でしっかり話したいですし、もう一度この他県の状況も踏まえてみたいと思います。

使用者委側側の激変緩和措置も考慮しながら、持ち帰り検討したいというふうに感じております。

(村上部会長)

ありがとうございます。

家内労働者代表委員から持ち帰りたいとご発言があり、私もそれがよいと思います。委託者代表の皆さまも一度持ち帰っていただいて、しっかりと考えていただいた方がいいかと思うんですが、この点につきましていかがでしょうか。

次回に議論するということにはなるんですけども、一度持ち帰っていただいて、考えてきて頂きたいことについて、もう一度、事務局から、ご説明いただけますでしょうか。

(村上賃金室長)

はい、部会長からお話がありましたとおり、品目については、「ワイヤーハネス」「基板」「基板以外」で行くということでございまして、工程のところでございます。

ワイヤーハネスにつきましては、「結束のテープ巻き」ここが分割される余地があるということで、こちらはご検討いただきたいと思います。

コネクタの挿入については、カプラーということでお話がありましたので、他局におきましてはカプラーという表現も含みながら、例えば、資料 No. 14 の茨城ですけれども、「カプラー又はコネクタに差し込むこと」ということで、カッコ書きで書いてある部分もございまして、その辺りの表現も含めまして工程のところはご検討いただければと思います。

「基板」「基板以外」のところは、このままでよろしければ、この枠組みのままで工程はいかせていただければと思います。

規格については、工程の中を変更するにあたって、必要な内容をご検討いただければと思います。

あと金額ですが、机上配布資料3でございますけれども、これは現行の最低工賃の金額に改正案1、2、3と、ご検討いただくための下案として作っただけでございますが、改正案1は令和7年の広島市消費者物価指数を乗じたものということで、資料ナンバー15の物価指数を使いながら、掛け算したものでございます。

改正案2の金額につきましては、令和7年実態調査の平均工賃単価ということで出しておりますので、最低ではございません。

改正案3につきましては、前回改定時、平成15年から令和7年までの最低賃金の上昇率をかけた単純比較でございますので、こちらの案につきましても、ご参考にしていただきながら、ご検討を進めていただければと思っております。

(檀上指導官)

補足で、よろしいでしょうか。

金額のところの単位なんですけども、他県の状況をみると1端子という単位で、広島は1か所というのが分かりにくいというイメージがあるんです。

この単位も検討していただければと思います。

(村上部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、次回までに検討してきていただきたいところについて、事務局からご説明をいただきました。

また改正案の参考例として、机上配付資料3も配っていただいているところでございます。

次回までにご検討をいただくことについて、何か家内労働者代表の皆さま、委託者代表の皆さまのご質問等ございますでしょうか。

(阿部委員)

今の工程、規格の見直しも踏まえてというお話しだったんですけども、ワイヤーハネスの規格のところで、「自動車用」と「自動車用以外」と分けていることと、電線の長さが1500ミリ以下と以上と、今まで分けられているんですけど、この区分けをした根拠がもし分かれば、ちょっと20何年前のことが分かるかどうか分かりませんが、もし分かれば、次回で結構なので教えていただきたいと思いますし、その根拠が今少し実態が変わっているのであれば、この規格の区分け

の仕方も影響すると思いますので、もし何かあれば教えていただきたいと思います。

(檀上指導官)

ここの部分をまた調べてみないとわからないのですが、他県と長さもちょっと違いますので、委託者の方に分ければ逆にお聞きしたいなと、長さの決め方について。

(藤原委員)

それにも繋がるかもしれないんですけど、そもそも昔は、自動車のワイヤーハーネスというものが、日本の国内でいろんなところで作られていて、今に比べると断然多かったと思うんですね。

今は、はじめにも申し上げたように、自動車のハーネス自体がもうインドで作ったり海外で作っていて、もう国内で作ってる企業っていうのがもうかなり少ないと思ってまして、だからもうその二十何年前から、もうちょっと前の時代を多分そのまま引きずって、二十何年前に決められた、品目、規格ではないのかなとは思ってます。

ですから、このワイヤーハーネスは自動車用の「結束のテープ巻き」と「コネクター挿入」だけだったかもしれないんですけど、今、国内のこういうワイヤーハーネス製造は自動車関係以外のものもやっています、ですから、逆に言えば、もっと違う工程があるんですよ。内職さんって、それでこれだけ決めて、後の工程は置き去りでいいのかっていうこともありますし、そもそもこの選定、さっきおっしゃったことに近いのですが、そもそもこの品目を選んだ背景は多分昔の、その当時の業界が内職とはこういうものだということところが、未だに引きずっているだけなんじゃないかなとは思っているので、これだけを決めて、あとはもう何でもいいやっていうことにはならないようにしないとだと思いますし、あくまでも、目安ぐらいで終わってしまう危険性があるので、そういう意味では、見直しして時代に沿った品目や最低工賃を作ったらいいのではないかという議論が先ではいるのかなと思っています。

(村上部会長)

ありがとうございます。

というお話になりますと、品目についても追加を検討した方がいいということになりますでしょうか。

(藤原委員)

分かればの話なんですけど、過去この品目を選定された背景や経緯が、多分私の推測に近いと思うんですけども、内職さんがこの二つのテープ巻きとコネクターだけなのか、ただそうではないと思ってますし、もしかしたら、自動車用の仕事しかしてない会社さんはこれだけかもしれないんですけど、自動車をやってない会社は全然違う工程も内職さんをお願いしてる可能性も十分高いので、それをどう考えるかってところは、ちょっと今もまだ整理できてないんですけども。

(檀上指導官)

よろしいでしょうか。

資料№12 の 16 表、23 ページですけども、おそらく電気機械器具製造業は裾野が広くて、その都度、委託者から家内労働者へ委託している業務が変わっているのではないかと、これだけ最低工賃設定以外も多くて、その都度その都度あると、逆に最低工賃を設定すること自体が難しいだろうなと思います。

だから、常時あるような作業についてどうしても設定するようにはなるんだろうと思われそうですね。

(村上部会長)

ありがとうございます。

23 ページに挙げているような細かい工程がある中で、すべての最低工賃を定めるということではなく、代表的なものについて議論をいたしましょうというお話であったかと思います。

ただしですね、私もちょっと電気機械については全く素人でございますので、どの業務が一般的に委託をされているのかということについては分かりかねますので、その辺りは委託者代表の皆さま、そして家内労働者代表の皆さまからご提案をいただきながら決めていきたいというふうに思っているところでございます。

(角委員)

もう一ついいですか。

先ほど阿部委員の方からご質問があった、「自動車用」と「自動車用以外」のところですが、私は電子部品の職場を経験しておりまして、おそらくですけど、人命に関わる自動車あるいは医療品メディカルというふうに現場では呼んでいますけど、こういったところに用途される部品等はですね、やっぱり品質規格が高いのです。

委託先も多分限定されているのだろーと思います。その方のいわゆる技巧が認められた上で、工数賃金も高いのではないかな、というふうに思います。

特にこう広島もですね、自動車産業の町で、そういった傾向があるようですので、そこは一つの考えの中に残しておいていただければと思います。

以上です。

(村上部会長)

承知いたしました。

その点についても事務局の方でも承知をしておいていただけたらというふうに思います。

いかがいたしましょう。

次回までに持ち帰っていただいて、議論するということについては両側から、ご賛同いただけたのかなというふうに思うんですけども、次回の審議の方法につきまして、事務局から何かご提案はございますか。

既製服の場合は、委託者代表の方と家内労働者代表の方から改正案を持ち寄っていただいて、摺り合わせていったというふうに聞いているのですが、それをご準備いただくとなると、やっぱり一定期間は必要かなというふうに思うのですが、どのぐらい時間がかかるものなのでしょうか。

その、多くの工程がある中で、最低賃金工賃を定めるものをご検討いただき、それぞれについて工程、規格もご検討いただき、金額の単位についても考えていただくということになりますと、どの程度お時間が必要でしょうか。

予定では1か月後であったかと思います。

(檀上指導官)

次回予定させていただいてるのは5月13日。

その次が5月18日、27日という日程で予定させていただきます。

(村上部会長)

次回5月13日ということですが、5月13日までに先ほど事務局からこういった点を考えてほしいというところ、ご検討いただいて、何かしらご提案いただくことは可能でしょうか。

あるいはその前に何か議論した方がいいということがあれば、ただその前はもう日程調整をいただいている、全員の委員が集まることは難しいと思いますので、5月13日までの間にこの会議を開催するのは難しいと思うんですけども。

13日にそれぞれからご提案いただくということは可能でしょうか。

家内労働者代表の方いかがでしょうか。

(角委員)

まだ、各自で確認をしておりますが、机上配付資料3と同じような資料を私も作っておりますので、思いは持っておりますので、実際に額を出しながら、論議いただきたい、したいということもあります。

今日のところは、我々の求める方向性は、発言はさせていただいたことでもありますので、次回それなりの数字を出していいと思います。

(村上部会長)

承知しました。

委託者代表の委員の皆さまはいかがでしょう。

5月13日までに、今回、工程、規格、テープ巻きを3つないし、4つに分けるといったようなご提案をいただいたところですが、そういった点も含めて、何かしらのご提案をいただくということは可能でしょうか。

(藤原委員)

いい資料を作っていたので、そこに対して現実はどうだとか逆にこうじゃないですかというのはある程度わかってきたので、持ち寄ることはできると思います。

(村上部会長)

では、そういった形で改正案を出していただいて、それを元に審議をするということで、事務局の方それで進め方は問題ないでしょうか。

(阿部委員)

一つよろしいでしょうか。

次回に改正案を持ち寄るというふうについてはよろしいかと思うんですけど、先ほどありました規格とか工程を変えてしまうと、多分、その中身自体が違うものをそれぞれ持ってきて、そこで、という話しにならないと思いますので、というのが一つ懸念です。

また、この資料22ページの見方でいいますと、多岐に渡るその工程や作業がある中で、まあ代表的なものについて工賃を定めてきているであろうということで言いますと、ちょうど真ん中あたりの労働者数というところが、今この規格が本当にこれいいのかと言いつつも、この規格に対してやられている方が例え

ばテープ巻きが 16 人、1500 ミリメートル以下の電線の部分が 57 人いらっしゃるということですね。

その他は 23 ページにあるようないろいろありますけど、2 人だったり、まあ、30 人とかもありますけど、現状はこういうことになっていると。

(檀上指導官)

令和 7 年度の調査はこういう実態だったということです。

(阿部委員)

これだけの方がいらっしゃるという意味では、少なくともワイヤーハーネスのところは、この 4 つの区分で規格、工程で多くの方が携わられているということなんですか。

ちょっと話を戻してしまうことになるんですけども、それであれば、もうそのこの中身について議論することでもいいのかなと少し今ちょっと思っています。

(村上部会長)

この労働者数をもとに、この工程、規格については、もうこの場で考えるということですね。

(阿部委員)

何か追加をするのは構わないと思うんですけど、基本的に実態とかけ離れてないのであれば。ほかにも多分たくさん先ほどお話しありましたようにあると思うんですけど、それを次回、例えば、お互い委託者、労働者ともに、こういう工程、規格に変えてみましょうみたいなことを持ちよった時に、多分そこが合わない議論に多分ならない。

もう 1 回、その次にじゃあ、という話になっていくと思いますので。

(村上部会長)

わかりました。

どういたしましょうか。

工程についてはもうここに挙げられているものに限定をするということでもよろしいのでしょうか。

(藤原委員)

そのほうが。そうでないと、あくまでも基準っていうものを作るにはもうこの2つで絞らないともう終わらない。

(村上部会長)

新たに工程を追加するということは今回は検討をしないということですね。

この辺りはおそらく家内労働者代表の方のご意見もおありなのかなという気がします。「いやこれも入れるべきではないか」と。そこのあたりのご意見がないうでしたら、工程についてはもうここに定められているものを議論することによってさせていただきたいのですが。

また、規格につきましては、先ほど結束のテープ巻きはもう少し分類できるのではないかとといったようなご提案もあったところですが、ここはいかがいたしましょうか。

もう分類をした方がよろしゅうございますでしょうか。

(藤原委員)

それこそ、目安となるなら、普段と違うかなと思っても、もうこれかなとなってしまうというか、多岐に渡りすぎて、まあこれで話し進めようかなみたいになってしまうというか、難しいですけど。

(檀上指導官)

和服の時もですね、委託者の方から、複雑な工程がいろいろあるっていう話が出て、それで分割した方がみたいな話が出たんですけど、あくまでも最低工賃なので、分割にするとやっぱり複雑になっていきますので、最低工賃というところで決めていただくっていう方針がよかろうかと思います。

(田中委員)

複雑なところは最低工賃から上がっていくっていうことですよ。

項目を増やしたところは、技術が必要になってくるところなので、最低工賃よりはもちろん多くお支払いしていると思うので。

うちも自動車用がなくてですね、さっき藤原委員がおっしゃってましたけども、自動車用は最低工賃にかかるところでの技術レベルっていうことなんですかね。

うちは自動車用っていうのが少ないですね。射出成形機とか、いろんな産業機械なので、自動車をやってないので自動車のレベルがどれくらいかというのは分かりかねるんですけども、それだけ技術的に他の製品よりも自動車のところ

が、家内労働の方をお願いする、さっきの角さんおっしゃったように、品質のところのもの問題ありますけれども。

(藤原委員)

やっぱり自動車は数がもう桁違いなんですね。ですから、今うちらがやってる仕事っていうのは、自動車に比べればもう桁は2桁も下手したら違う。

だから数の原理で手が熟練してきてっていうのも確かに同じにしちゃいけない部分ではあるんですけど、ただ、じゃあレベルの難しいものに基準を持ってくるのか、みやすいものに基準を持ってくるかによっても、またこの最低っていうのは変わってくるので、やっぱり人間って慣れたら同じことやってた方が、もう体が勝手にできて、すごい出来高は大きいんですよ、一日の同じ一時間でも、だけど少量の端子とかなってくると段取り替えとかでその時間がじゃあどこまで見てあげるのかとかにもあるので、まあ苦しいんですけども、その違いもあると思います。

自動車も昔うちやってたことがあったんですけども、毎日何千台とかいうそんな仕事は広島にはないので今。

だから、その基準がちょっとなかなか、その当時の41銭とかというのが誰が決めた基準かもよく分からないので、例えば時給を換算して割り出したのか、さっきおっしゃったタイムかける時給、一人当たりのそれが本当の意味でのベストな考え方だと思うんですよ。

ただ、40、50銭だから妥当だといったとかいう漠然的なものでは解決しないような気が本当はするんですよ。

(田中委員)

どれぐらいのレベルの方の。

(藤原委員)

あの当時は最低賃金だけでいうと、もう300円、400円とかの時代があったので、もしかしたら400円の時代に決めた41銭とかかもしれないですし、もしくは社員さんの当時の時給換算で出したのかかもしれないですし、ちょっと分からないことだなと。

(村上部会長)

当時のことは事務局のほうでもさすがに分らないですよ。

(村上賃金室長)

分かる範囲内では確認をいたしますが、多分、正確にはちょっと全部お出しできるようなものはないのかなと思います。

時代背景も各委員の方からおっしゃっていただいたように変わってきておりますので、事務局から申し上げることができるのは、定期的にこういった場を設けるということについては、設けさせていただきたいなと思っているところでございますので、その中でまた各工程であるとか、品目というのは定期的な見直しを図るということで、今回もし、いろいろ複雑になるようなところがあって長引くようなことがあるようであれば、一旦今回はこちらの項目なりで、大まかに決めていただいて、次回以降はこういうところを考えようというところで、継続的に進めていただくというのは、もしよろしければいかがでしょうかというところでございます。

(村上部会長)

ありがとうございます。

ただいま非常に建設的なご提案をいただいたのですが、23年ぶりということで、まずは工程それから規格につきましては、前回と同じ内容のままとして、金額をご審議いただき、定期的にこういった場を開催するということにつきましては、事務局の方でもご提案をいただきましたので、工程そして規格の見直しについては、また引き続き検討を続けていくということで、よろしゅうございますでしょうか。

ひとまず、今の工程、規格で金額審議を進めていくというご提案でございます。

その際に単位なんです、単位はこの1か所という単位に今なってるんですが、ここはいかがいたしましょう。

審議をした方がよろしゅうございますか。

それとも、この1か所ということについても、今回は変更しないということの方がよろしいでしょうか。

(藤原委員)

同じことだと思います。端子が入っていくんで。

(田中委員)

1ピンも同じですか。

(藤原委員)

1つの穴に2個は入らないので端子が。だから同じことで問題ないと思います。

(村上部会長)

1 端子というのが馴染みがあるということですか。
ちょっと私は理解ができていないのですが。

(藤原委員)

私は 1 か所の方が自然です。

(檀上指導官)

委託者の方、家内労働者の方が、分かりやすい、馴染んでるものがないとは思いますが、表現として。

(村上部会長)

神奈川県なども 1 か所と定めておられますし、1 か所であれば端子も 1 本もピンもすべて含むという考え方になるのでしょうか。

(斎藤委員)

同じ意味だと思いますので。

(田中委員)

現場での違いじゃないですか。

私たちは現場ではコネクターなので、カプラーとかおっしゃってて、それも全部一緒の意味で。

(藤原委員)

ハウジングっていう会社さんもありますし。

(田中委員)

それは現場現場で、違うんじゃないかなと思います。

(村上部会長)

ありがとうございます。

では、単位につきましても、今回は 1 か所という形で、金額をご審議いただくというふうにいさせていただければと思います。

では、品目・工程・規格、それから単位につきましては、今回は変更せずに、金額の審議を次回していただくと。

それにあたり委託者代表の方、そして家内労働者代表の方から金額のご提案をいただき、審議を進めさせていただければというふうに思います。

それでは、事務局それでよろしいですかね。次の審議会での議論について。

はい。ありがとうございます。

ここまでの議論に関しまして、何か追加でご発言いただくことございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では事務局から今後の日程についてご説明をいただければと思います。

(片山室長補佐)

今回は先ほど話しにも出たように、5月13日水曜日の15時30分からを予定しております。

また後日、正式な開催通知の方を送らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(村上部会長)

ありがとうございます。

5月13日、次回開催ということでございますので、ご予約をいただけますようよろしくお願いいたします。

ほかに事務局から何かございますでしょうか。

(村上賃金室長)

ございません。

(村上部会長)

ありがとうございます。

それでは、次回の専門部会は、金額のご審議となります。

したがって公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れ、団体の権利利益が不当に侵害される恐れ、率直な意見交換が損なわれる恐れがありますので、広島地方審議会最低工賃専門部会運営規定第6条に基づき非公開とさせていただきます。

これを持ちまして、第1回広島県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を閉会とさせていただきます。

様々なご意見をいただきありがとうございました。

お疲れ様でございました。